

令和 7 年度

円山動物園自家用電気工作物準保安管理業務

仕 様 書

札幌市円山動物園

円山動物園自家用電気工作物準保安管理業務仕様書

1 目 的

本仕様書は、札幌市が管理運営している円山動物園の自家用電気工作物(以下、「電気工作物」という。)の保安管理業務に関する役務契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「委託者」とは、札幌市長をいう。(以下「甲」という。)
- (2)「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と役務契約を締結した個人又は会社・その他の法人をいう。(以下「乙」という。)
- (3)「契約書」とは、令和7年度円山動物園自家用電気工作物の保安管理業務に関する役務契約書をいう。
- (4)「仕様書」とは、業務の指示事項等を定める図書をいう。
- (5)「特記仕様書」とは、仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は、特別な事項を定める図書をいう。

3 業務名

円山動物園自家用電気工作物準保安管理業務

4 業務概要

札幌市円山動物園における電気工作物の安全かつ正常な運用を確保するため、電気事業法に基づく電気主任技術者による保安点検等の業務の一部を委託するものとする。

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6 委託場所及び設備容量等

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

- (1) 事業所の名称 札幌市円山動物園
- (2) 事業所の所在地 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1
- (3) 電気工作物の概要
 - ・ 需要設備容量 受電設備容量 2, 655 kVA 受電電圧 6. 6 kV
- (4) 業 種 動物園

(5) 添 付 資 料

別図 1：受電室・各キュービクル設置位置図

別図 2：構内変電設備系統図

別図 3：低圧絶縁抵抗測定箇所位置図

7 業務の内容等

(1) 電気主任技術者の委託及び届出

電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定により、本業務を受託するものに、自家用電気工作物であって以下に掲げる事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という）の委託契約を行うものとして、契約後、外部委託承認申請書を提出し保安上支障がないものとして所轄産業保安監督部長の承認を受けること。

(2) 「甲」の保安規程に基づき実施する「乙」の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 電気工作物の設置場所に電気主任技術者を派遣し、当該設備の点検及び巡視を行う。
- ② 電気工作物の点検及び巡視は、主として次のように定期的を実施して電気事業法の基準に適合しない事項があるときは、「甲」に対して速やかに通知するとともに必要な措置の指導及び助言を行う。電気工作物の維持及び運用を行うための定期的点検、測定及び試験の実施とその基準は別紙 1（維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準）によるものとする。
- ③ 「甲」が電気設備に異常を認め、その点検又は巡視を請求したときは、遅滞なく所要の措置をとらなければならない。
- ④ 点検、巡視又は修理を実施したときは、その結果を所定の「自家用電気工作物巡視点検表」によって「甲」に報告をしなければならない。
- ⑤ 「甲」が電気工作物の設置又は変更等の工事を実施する場合、甲から要請があった場合は、工事の竣工検査の立会いを行い、必要な指導又は助言を行う。
- ⑥ 電気工作物の事故等が発生した場合には、「甲」と協力して応急措置を取るとともに、事故原因の探究に協力し、再発防止についてとるべき措置を指導又は助言を行うものとし、さらに必要に応じて精密検査を行う。
- ⑦ 電気工作物の維持、運用及び工事等に関して積極的に指導し、又は助言を行う。
- ⑧ その他上記のほか、「甲」が定める保安規程に従い業務を行うものとする。（主任技術者制度の解釈及び運用（制定:令和 3 年 3 月 1 日保局第 2 号 改正:令和 5 年 3 月 20 日保局第 2 号）内規改正を運用とする。）

(3) 立ち入りできない場所

執務上の都合その他の理由で、「乙」が電気設備の設置場所に立ち入りできない場

合の点検手法等については、甲・乙協議とする。

なお、その協議結果により、「乙」が設置場所に立ち入って点検を行う必要があると判断したときは、「甲」は「乙」の立ち入りについて協力する。

(4) 事業への専念

「乙」の保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 緊急時の体制

- ① 電気事故時等、緊急時の「甲」との連絡体制、「乙」の出動体制について明確にし、2時間以内に事業場に技術員が到着できること。(電気事業法施行規則第53条第2項第6号)
- ② 「乙」は、電気工作物事故発生時の応急処置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施を行うものとする。尚、事故発生時の緊急出動は、休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用は「乙」の負担とする。

(6) 保安管理業務

- ① 電気事業法施行規則第52条第2項により、外部承認申請により所轄産業保安監督部長の承認を得た、電気主任技術者は次の業務を行うこととする。
- ② 需要電力管理デマンド監視装置等を利用して、日々の最大需要電力等を把握、管理し、契約電力を超過予想がある場合は、委託者に連絡する。
- ③ 需要電力管理に基づく省電力等の運転管理に関する方策について検討し、委託者へ都度報告すること。
- ④ 電力管理等を行い必要事項の連絡を怠ることが無いよう留意すること。
- ⑤ 工事・業務等で発生する高圧ケーブル接近作業やキュービクル改修等の作業において、「甲」の依頼により「乙」が立会を求められた場合は応ずるものとし、電気主任技術者を派遣させて、とるべき措置の指導又は助言を行うこととする。('甲'からの立会要請については本業務内として行うことし、報告書の提出を行うこと。)

8 安全管理

(1) 安全の確保

「乙」は、業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 保護具、防護具の使用

「乙」は高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。(労働安全衛生規則第342、343条) 又、そのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。

「乙」は保護具、防護具を定期的に(6ヶ月以内ごとに1回)耐圧試験を実施し、その絶縁性能を維持されていることを確認しなければならない。(労働安全衛生規則第351

条)又、その記録は「甲」の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

9 測定器の管理

「乙」が業務に使用する測定機器は外部認定機関による国家標準の校正又は、メーカーによる国家標準に準じた校正を受けた測定器(標準器)により、校正試験を実施して試験合格した測定器を使用すること。又、合格品は「校正済」シールを添付し実施日を明示すること。試験結果の記録は「甲」の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

10 その他

(1) 労働者災害補償保険への加入

「乙」は予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。(必要に応じて労働保険概算・確定保険料申告書の写しを添付すること)

(2) 鳥インフルエンザ等の流行時は、「甲」が実施する感染症等の対策に「乙」は協力すること。

11 本仕様書に定めのない事項に関しては、「甲」、「乙」協議の上決定する。